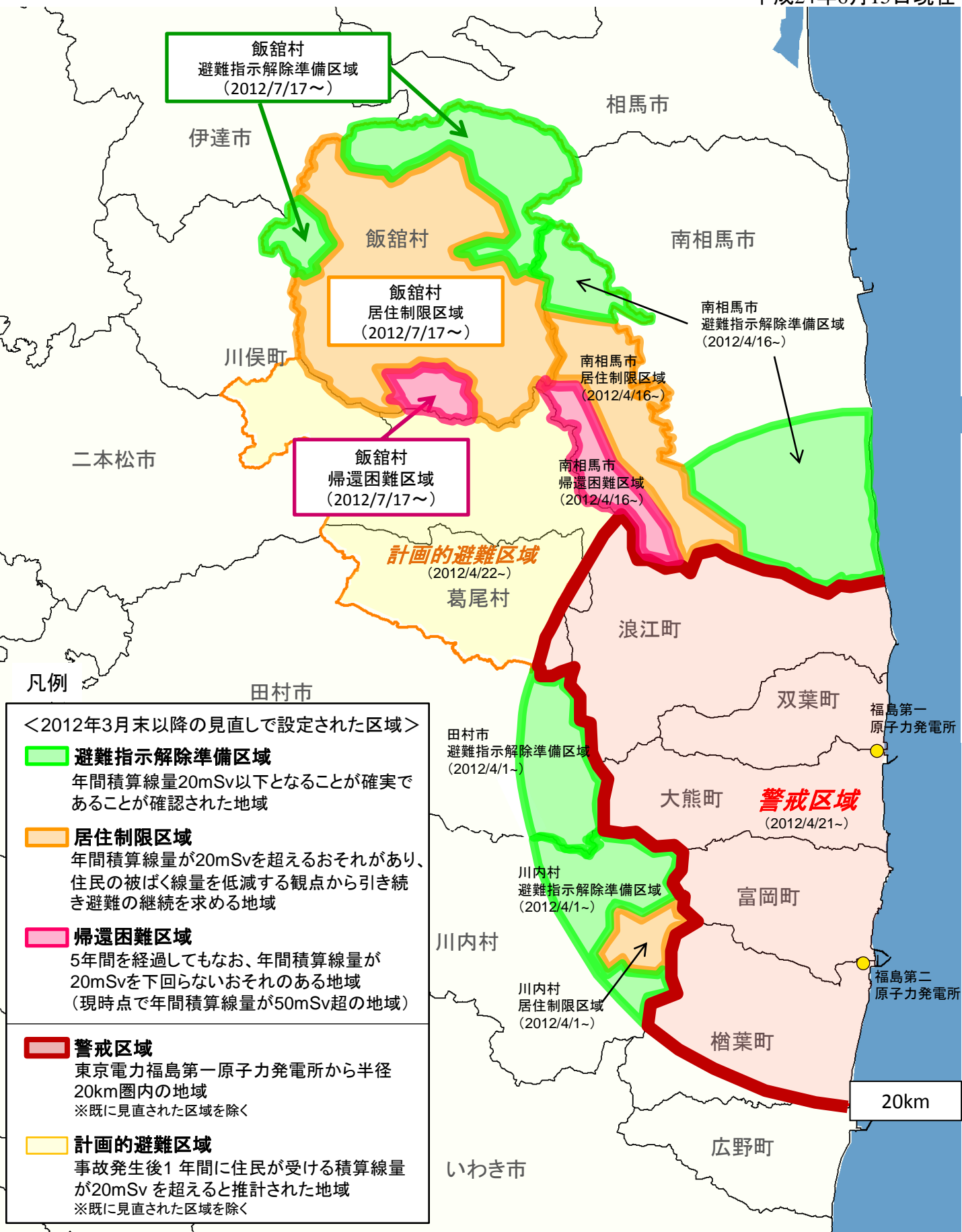


警戒区域と避難指示区域の概念図

平成24年6月15日現在



<2012年3月末以降の見直しで設定された区域>

- 避難指示解除準備区域**
年間積算線量20mSv以下となることが確実に
あることが確認された地域
- 居住制限区域**
年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあり、
住民の被ばく線量を低減する観点から引き続
き避難の継続を求める地域
- 帰還困難区域**
5年間を経過してもなお、年間積算線量が
20mSvを下回らないおそれのある地域
(現時点で年間積算線量が50mSv超の地域)
- 警戒区域**
東京電力福島第一原子力発電所から半径
20km圏内の地域
※既に見直された区域を除く
- 計画的避難区域**
事故発生後1年間に住民が受ける積算線量
が20mSvを超えると推計された地域
※既に見直された区域を除く